# 道路交通法 72 条 1 項前段における「直ちに」の意味

【文 献 種 別】 判決/東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年9月28日

【事件番号】 令和5年(う)第75号

【事 件 名】 道路交通法違反被告事件

【裁 判 結 果】 原判決破棄、無罪

【参 照 法 令】 道路交通法 72 条·117 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573112

國學院大學教授 甘利航司

# 事実の概要

被告人は、平成27 (2015) 年3月23日午後10時7分頃、長野県佐久市の交通整理の行われていない交差点において、普通乗用車を運転中に、横断歩道上を歩行中のA (15歳の男性。この事故により死亡が後に確認される)に自車を衝突させ、Aを右前方約44.6m先の歩道上にはね飛ばす交通事故を起こした。被告人は、衝突地点から95.5m先で自車を停止させて降車し、車を人に衝突させたと考え、衝突現場付近に向かい、10時8分頃、現場である横断歩道付近で靴や靴下を発見し、その後約3分間、付近を捜すなどしたが、Aを発見することができなかった。

被告人は、自車を停止させた場所まで戻り、10時11分52秒頃、ハザードランプを点灯させた後、警察に飲酒運転がばれないように酒の臭いを消すものを購入しようと考え、停止時点から50.1m移動し、10時12分17秒頃、コンビニエンスストアに入店し、口臭防止用品「ブレスケア」を購入し、退店後の10時13分0秒頃、これを服用した。そして、衝突現場に戻り、衝突地点から約44.6m離れた地点に倒れていたAを発見するとその下に駆け寄り、人工呼吸をするなどした。その後、被告人の友人が現場に到着し、10時17分頃、消防に119番通報した。

一審は、被告人が、飲酒事実の発覚回避行動を とったことにつき、それが2、3分間にとどまり、 場所的にも数十メートル程度の離隔に過ぎなかっ たとしても、救護義務の履行とは相容れない状態 に至ったと判断した。そして、道路交通法(以下、法と略する)72条1項前段の「直ちに」に該当するとし、被告人を有罪とした。

## 判決の要旨

「飲酒事実の発覚を回避する意思は……救護義務を履行する意思とは両立するものであって背反するものではなく、上記発覚回避行動に出たからといって救護義務を履行する意思が否定されるものではない」。「被告人は、救護義務を履行する意思の下に直ちに被告人車両を停止して被害者の捜索を開始し、被害者が発見された後は実際に救護措置を講じており、その間に……発覚回避行動に出ているものの、本件事故後の被告人の行動を総合的に考慮すれば、人の生命、身体の一般的な保護という救護義務の目的の達成と相容れない状態」には至っていない。

検察官は、法72条1項前段の「直ちに」とは、 事故発生後、法が命じる救護措置以外の一切の行 為を許さない趣旨であり、原判決もそのように判 断しているとする。しかし、原判決は、事案全体 を見渡し、救護義務の履行と相容れない状態に 至ったことを要するとしているのであり、救護措 置以外の行為をしたら救護義務違反罪が成立する とはしていない。

検察官は、被害者の捜索活動と並行して 119 番通報を行うことが可能であったにもかかわら ず、それをしなかった不作為を問題視し、ブレス ケアの購入・服用という段階で、可罰的な程度に 達したとして、救護義務違反を肯定したのが原判 決の判断であり、そのような判断は正当であると する。「しかし、被害者が発見されていないため、 119番通報をすることよりも被害者を捜索、発見 して救護措置を講じることを優先したからといっ て、人の生命、身体の保護という救護義務の目的 に直ちに反することになるとはいえない」。また、 被害者が発見されていない状況で通報したとして も、「被害者の所在や負傷状況等を救急隊員に伝 えることができず、被害者の救護に直ちにつなが らない」。そのため、通報をしなかったことを重 視して救護義務違反を認めることはできない。

### 判例の解説

### 一 はじめに

東京高判令5・9・28 (裁判所ウェブサイト。以 下、本判例とする)は、世間の耳目を集めたもの であり、その理由は、上記のような判断もあるが、 本判例に至るまでの特殊で複雑な刑事裁判の流れ も一因にある。被告人は、2015年6月に、自動 車運転死傷行為処罰法の過失運転致死罪で起訴さ れ、9月に執行猶予付きの有罪判決を受けた。そ して、2018年2月に、検察は、被告人を道路交 通法の速度超過罪で起訴し、同時に救護義務違反 については不起訴処分にした。ところが、前者は、 2019年3月に手続の不備ゆえに公訴棄却となり、 後者は、同年1月に検察審査会において不起訴 不当の議決が出されたため、2022年1月に起訴 され(公訴時効が完成する1か月前であったとされ ている)、一審で懲役6月の実刑判決となり、そ して二審では本判例の通り無罪判決が出ることと なったのである<sup>1)</sup>。

本判例で問題となった法72条1項前段は、交通事故が発生した場合における、運転者等がとるべき措置を規定する。前段は、「交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員……は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない」とする。そして後段は、運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官がいないときは「直ちに」最寄りの警察署の警察官に「当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊し

た物及びその損傷の程度」等を報告しなければな らないとする。

前段については、運転者の運転車両により、人の死傷があった場合は、5年以下の懲役(拘禁刑)又は50万円以下の罰金に(法117条1項)、そして、死傷が「当該運転者の運転に起因する」場合は、10年以下の懲役(拘禁刑)又は100万円以下の罰金に(同2項)処せられる。そして後段については、3月以下の懲役(拘禁刑)又は5万円以下の罰金に処せられる(法119条1項第10号)。

そして、本判例は、1項前段における「直ちに」について、注目すべき判断を示した。すなわち、交通事故発生後、運転者が自らの飲酒の事実を隠ぺいする目的で口臭剤を購入するため、近くのコンビニエンスストアに寄り、2、3分後に戻ったという場合においても、救護義務違反罪を認めなかったのである。

### 二 法 72 条 1 項の「直ちに」をめぐる議論

法72条1項前段の解釈をみてみたい。例え ば、東京高判昭 43・7・16 (『三訂 道路交通関係法 令主要裁判例集』713頁)は、運転者において、自 己の車両によって人の負傷が発生したことを認識 した以上は、「直ちに車両等の運転を停止し、先 づ以てその人の安否、負傷の程度等を確かめ、こ れを助け起すとか、応急手当てをするとか、救急 車を呼ぶとか、その他状況に応じ適切な救護を行 な〔う〕」ことが求められるとする。また、(裁) 判例によれば、人の負傷の内容については、一方 では、原則として「すべての負傷者を救護すべき 義務を運転者等に課したもの」であるため、「明 かに医療の必要を認めない極めて軽微な傷害のば あいに限り救護義務が生じない」(大阪高判昭44・ 11・4 判タ 244 号 307 頁) とされ、同様に、「全く 負傷していないことが明らかであるとか、負傷が 軽微なため被害者が医師の診察を受けることを拒 絶した等」の限定的な場合にのみ救護義務が否定 される(最判昭45・4・10 刑集24巻4号132頁)。 他方で、「死亡していることが一見明白な者を除 き、車両等の交通によって負傷したすべての者を 含む」のであり、これが「被害者の救助を全うし ようとする立法の趣旨に合致する」(最決昭 44・7・ 7 刑集 23 巻 8 号 1033 頁) とされている。

本判例の事案では、被告人は、人身事故を認識し、被害者が一見して死亡しているわけではなく、

かつ重傷を負っていることを認識していると思われ、一般に救護義務が認められるものといえる。

次に法72条1項にいう「直ちに」の意味である。この文言について詳細に議論している裁判例がある。事案は、人身事故を起こした運転者が、事故を生じさせたことを知りながら、運転を停止せず救護の措置を講ぜず帰宅しようとした。しかし、逃げ切れないと考え、警察署に赴き申告したが、それは、事故発生20分後であり、また、同署が近場の警察署等ではなく、現場から14.3km離れていたという事情があるというものである。

大阪高判昭  $41 \cdot 9 \cdot 20$  (刑集  $21 \times 8 \times 61051$  頁) は、次のように述べている。いわく、法  $72 \times 1$  項後段にいう「直ちに」とは、前段にいう「直ちに」と同じであり、「時間的にすぐということであり『遅滞なく』又は『すみやかに』というよりも即時性が強いものである」。 1 項前段によれば、交通事故があった場合、事故発生に関係のある運転者等に対して直ちに車両の運転を停止し救護等の措置を命じているため、「後段の『直ちに』とは右にいう救護等の措置以外の行為に時間を籍してはならないという意味であつて、例えば一旦自宅に立帰るとか、目的地で他の用務を先に済すというような時間的遅延は許されないものと解すべきである」、 $2^{2}$ 。

そして、直接的に前段について触れたものとして、名古屋高金沢支判昭52・8・30(『三訂 道路交通関係法令主要裁判例集』741頁)がある。飲酒運転をして交通事故を起こしたが、そのまま80mほど進行したところで、後方からクラクションを鳴らす車があり、逃げ切れないと思った被告人が停車し、被害者が転倒している地点に立ち戻ったという事案につき、「直ちに運転を停止して負傷者救護の措置をとらなかったものというほかはなく、しかして、被告人が衝突後……停車するまでの間逃走した段階において、道路交通法72条1項前段所定の救護義務違反は既遂に達している」と判示した。

また、72条1項前段と後段における「直ちに」の意味が「即時性が強い」と指摘しつつ、その趣旨を明示するものがある。長崎小浜簡判昭41・11・1(下刑集8巻11号1451頁)は、「人身の保護と交通の取締の責務を負う警察官をして、負傷者等に対する万全の救護と交通秩序の回復に、即時適切な処置を執らせる」ためであるとする。

学説上も、例えば、法 72 条 1 項前段にいう「直ちに」とは、「時間的に『すぐに』という意味である。法令に『遅滞なく』『すみやかに』など類似の用語があるが、これらより時間的に即時性が強い $^{3)}$ 」。同様に、「直ちに」とは、「ある行為または事実の近接性をあらわし、『直ぐに』と同義。従つて、たとえば、目的地が近いからとか緊急の用務があるとかいう理由により、いつたん目的地に赴き、引き返してから現地に停止し被害者の救護その他の措置にとりかかることは許されない $^{4)}$ 」とされてきた。

付言すると、1項前段の「直ちに」という文言は、運転の停止のみにかかっているわけではなく、負傷者の救護(例えば、負傷者の救出、応急手当、医師への通報、救急車の出勤要請、病院への搬送等)にもかかっているのであり、学説上ではこのことも確認されている $^{50}$ 。

本判例は、人身事故を起こした運転者が、救助 に至るまで、いわば「一段階」おいた事案が「直 ちに」に該当すると判断した。しかし、それは、 以上のような裁判例や学説と齟齬をきたしている ことが分かる。

### 三 東京高判平成 29 年との関係

もっとも、救護義務・報告義務に関して、事故 後に「一段階」の時間的経過があったとしても、 義務違反を認めなかった重要な裁判例がある。

被告人は、同乗者と飲酒した後、自動車を片側 2 車線の国道を直進して走行中に、交差点(Xと する)の対面信号が赤であるにもかかわらず時速 80km で直進し、横断している歩行者(後に死亡 が確認されている) に衝突した。被告人は運転を 継続し、Xから 150m 先の交差点 (X2 とする) で、 信号待ちで停止している車両の後方に一時停止し たが、遅くともこの時点までに人身事故の発生を 認識している。そして、被告人は、運転を継続し、 X2から更に 150m 先の地点 (Yとする) におい て停車している(Xから1分強経過している)。Y での停車後に、被告人は次のようなトラブルに巻 き込まれている。 Xより 320m ほど手前の交差点 (Wとする) において、通りがかった二人組の男が、 信号無視をした被告人車両を現認し立腹し、Wに おいてタクシーに乗り、被告人車両を追いかけ、 Yにて追いついた(被告人のYでの停車より、1分 弱経過している)。そして、二人組の男が、タクシー から降り、被告人の車のボンネットに飛び乗るなどし、降車した被告人が暴行を受けることとなったのである。なお、その直後にタクシーの運転手が通報し、警察官が臨場している。以上の通り、被告人は救護義務・報告義務を果たしていないが、裁判所は、被告人がYで停車後、暴行を受けるまで、Xに戻ろうとし、携帯電話機を探していた可能性が否定できないと認定している。

本事案では、被害者の救護をせずに、X2交差点からY地点まで150m進行したことが問題となる。だが、東京高判平29・4・12(判時2375=2376号219頁)は、「救護義務及び報告義務の履行と相容れない行動を取れば、直ちにそれらの義務に違反する不作為があったものとまではいえないのであって、一定の時間的場所的離隔を生じさせて、これらの義務の履行と相容れない状態にまで至ったことを要する」として、法72条に関しては無罪を言い渡した。

この裁判例は、人身事故後に「一段階」おかれていたとしても、それだけでは「直ちに」は該当しないとし、義務の履行と相容れない状態に至ることが必要であるとして処罰限定の議論を提示した。本判例も、「義務の目的の達成と相容れない状態」に至ったかという問題設定をする。そのうえで、救護義務を履行する意思が継続し、被害者が発見された後、実際に救護措置を講じているといった事情を総合的に考慮し、それは否定されると述べた。本判例は、「直ちに」を時間的経過のみだけでは判断しないという意味では、東京高判平成29年の議論の延長上にあるが、より政策的・規範的な考慮をしたことが注目される。

#### 四 検討

本判例を検討するに際しては、法72条1項の法的性質、つまり、どのような保護法益との関係で作為義務が生じるかを検討することが必要である<sup>6)</sup>。法117条の重たい法定刑を説明するには、負傷者の生命・身体に対する侵害・危険を問題にする必要があるだろう。そして、本判例も「人の生命、身体の一般的な保護という救護義務の目的」としている。しかし、この観点からすれば、現場に戻り、被害者を発見できず、ブレスケアを購入しに行き、そして再度現場に戻るという、被告人の「一段階」おいた行為は、被害が重篤であると容易に想定できる、被害者の救命の可能性を下げ

るものといえるだろう。少なくとも、被害者の発見を遅らせる契機になっているからである。救護意思の継続と、講じられた救護措置の存在に言及することで、問題が解消されるわけではない。

また、本判例の法 72 条 1 項の理解には問題がある。道路交通法は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図〔る〕」(法 1 条)ことに第一次的な意義がある。そうすると、救護義務も、生命・身体の保護のみに関連付けることはできないはずである。というのも、負傷者救護は、「道路における危険を防止する等必要な措置」(法 72 条 1 項前段)の一つでもあるからである<sup>71</sup>。負傷者が路上にて倒れている(可能性がある)ことが問題なのは、交通に対する危険が生じるからでもある。被告人としては、そのような危険を除去するため、負傷者が発見できない場合においては、他者に負傷者の探索を依頼する、更には 119番通報をして探索の協力を願い出るということも、法の趣旨からは求められうると考えられる。

被告人は事故発生後、早期に人身事故を発生させたことを認識している。救護義務(と交通の危険の除去)は、この時点から問題となるはずであり、被害者を発見できた時点からではないはずである。本判例は、被害者を発見するまでを軽視し、発見した後を過大視しているが、妥当ではないと思われる。

#### **●**——注

- 1)経緯等については、2023年9月29日の日本経済新聞・ 朝日新聞・産経新聞の3紙の朝刊が詳しい。
- 2) なお、上告審である最決昭 42・10・12 刑集 21 巻 8 号 1040 頁の理解について、半谷恭一「判例評釈」『最高裁判所判例解説刑事篇(昭和 42 年度)』(法曹会、1968 年) 231 頁以下も参照。
- 3) 東京地方検察庁交通部研究会『改訂道路交通法辞典』(東京法令出版、1977年)504頁。同様に、道路交通法研究会編著『注解道路交通法〔第5版〕』(立花書房、2020年)438頁(急迫の程度が高い、と表現する)。
- 4)横井大三=木宮高彦『注釈道路交通法』(有斐閣、 1961年)312頁。木宮高彦=岩井重一『詳解道路交通法〔改 訂版〕』(有斐閣、1980年)185頁も同じ。
- 5) 安西温『特別刑法(2)』(警察時報社、1983年) 48頁。
- 6) この問題については、杉本一敏「負傷者救護義務違反 罪の罪質と客観的成立要件」曽根威彦ほか編『交通刑事 法の現代的課題』(成文堂、2007年) 371 頁以下が詳しい。
- 7) 例えば、伊藤榮樹ほか編『注釈特別刑法 (第6巻1) [新版]』(立花書房、1989年) 390頁 [河上和雄] 参照。